

令和元年度

高砂市健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

高砂市監査委員

(注)

- 1 文中及び各表中の計数は、原則として表示単位未満を四捨五入により端数処理した関係上、合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 2 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
0. 0 ----- 該当数値はあるが単位未満のもの。
「-」 ----- 該当数値がないもの。
- 3 各表中、負の値となるものは値の前に「△」を付してある。
- 4 文中で用いるポイントは、パーセント又は指数の差引数値である。

高 監 第 5 4 号
令和 2 年 8 月 2 8 日

高 砂 市 長
都 倉 達 殊 様

高砂市監査委員
朝 家 修
山 口 司 郎

令和元年度高砂市健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について審査したので、次のとおり意見を提出します。

目 次

第1	審査の対象	1
第2	審査の期間	1
第3	審査の方法	1
第4	審査の結果	1
1	健全化判断比率	2
2	資金不足比率	2
3	健全化判断比率の状況	3
(1)	実質赤字比率	3
(2)	連結実質赤字比率	5
(3)	実質公債費比率	7
(4)	将来負担比率	8
4	資金不足比率の状況	9
(1)	水道事業会計	9
(2)	工業用水道事業会計	10
(3)	下水道事業会計	10
(4)	病院事業会計	11
むすび		12
参考資料		13
用語説明		13

令和元年度 高砂市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

第1 審査の対象

令和元年度健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定基礎となる事項を記載した書類

なお、各比率の対象となる会計は次のとおりである。

健全化判断比率等の対象となる会計等

区 分		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率	
一般会計等	一 般 会 計	↕	↑	↑	↑		
	一般会計等に属する特別会計						広域ごみ処理事業特別会計
その他の特別会計	一般会計等以外の特別会計のうち、公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	↓	↓	↓		
		後期高齢者医療事業特別会計					
		介護保険事業特別会計					
	公営企業に係る特別会計（法適用）	水道事業会計					↕
		工業用水道事業会計					
		下水道事業会計					
		病院事業会計					
一部事務組合・広域連合							
地方公社・第三セクター等							

第2 審査の期間

自 令和2年 7月17日

至 令和2年 8月11日

第3 審査の方法

令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定基礎となる事項を記載した書類が正確に作成され、各比率が適正に算定されているかどうかについて、算定基礎となる事項を記載した書類と歳入歳出決算書、同付属書類及び証書類を照合するとともに、関係職員の説明を聴取して、審査を実施した。

第4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率については適正に算定され、その算定基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

以下、審査の概要について述べる。

1 健全化判断比率

(単位：％)

比率名	令和元年度	平成30年度	増減	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	—	12.46	20.00
連結実質赤字比率	—	—	—	17.46	30.00
実質公債費比率	5.9	7.9	△ 2.0	25.0	35.00
将来負担比率	66.4	71.2	△ 4.8	350.0	

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字額及び連結実質赤字額がない場合は「—」で表示している。

地方公共団体は、上記の健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合(当該健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上である場合を除く)、財政健全化計画を定めなければならない。本市においては、すべての比率において早期健全化基準未満であった。

- (1) 実質赤字比率では、実質赤字額は生じていないため算出されていない。
- (2) 連結実質赤字比率では、連結実質赤字額は生じていないため算出されていない。
- (3) 実質公債費比率は5.9%で、早期健全化基準(25.0%)を下回っている。
- (4) 将来負担比率は66.4%で、早期健全化基準(350.0%)を下回っている。

なお、実質赤字比率及び連結実質赤字比率の早期健全化基準については、次の算定式による。

- (1) 実質赤字比率早期健全化基準(標準財政規模が200億円以上500億円未満の団体)

$$= ((\text{標準財政規模} + 1,000 \text{ 億円}) \div (120 \times \text{標準財政規模}) \times 100 + 20) \div 2 = 12.46$$
- (2) 連結実質赤字比率早期健全化基準 = 実質赤字比率早期健全化基準 + 5 = 17.46

2 資金不足比率

(単位：％)

会計名	令和元年度	平成30年度	増減	経営健全化基準
水道事業会計	—	—	—	20.0
工業用水道事業会計	—	—	—	
下水道事業会計	—	—	—	
病院事業会計	—	—	—	

(注) 資金不足比率については、資金不足額がない場合は「—」で表示している。

地方公共団体は、公営企業において資金不足比率が経営健全化基準以上である場合、経営健全化計画を定めなければならない。

資金不足比率は、公営企業ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率である。

水道事業会計、工業用水道事業会計、下水道事業会計及び病院事業会計では、資金不足額は生じていないため、資金不足比率は算出されていない。

3 健全化判断比率の状況

(1) 実質赤字比率

実質赤字比率は、次のとおりである。

実 質 赤 字 比 率

(単位：千円、%)

項 目	令和元年度	平成30年度	増減	増減率
歳入総額 ①	40,983,134	35,778,375	5,204,759	14.5
歳出総額 ②	40,284,807	35,220,381	5,064,426	14.4
歳入歳出差引額 ①-②=③	698,327	557,994	140,333	25.1
翌年度に繰り越すべき財源 ④	31,385	27,940	3,445	12.3
一般会計等実質収支額 ③-④=A	666,942	530,054	136,888	25.8
標準財政規模 B	20,437,829	20,425,872	11,957	0.1
実質赤字比率	-	-	-	/
(算定上の比率 A/B×100)	(△3.26)	(△2.59)	0.67	

(注) 翌年度に繰り越すべき財源④：事業繰越等により翌年度のために必要とされる財源を繰り越したものの繰越額から未収入特定財源を除いたものと等しい。

()内の数値は、実質黒字比率を負数で表示している。

[算定式]

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

$$\text{実質赤字額} = \text{歳入総額} - \text{歳出総額} - \text{翌年度に繰り越すべき財源}$$

実質赤字比率は、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

令和元年度の実質収支額は、666,942千円の黒字となり、実質赤字額がないことから、実質赤字比率は「-」で表示している。

実質赤字比率を算定上の数値で示すと、令和元年度は△3.26%であり、前年度に比べ0.67ポイント低下(改善)している。これは主に、一般会計等実質収支額が前年度に比べ136,888千円(25.8%)増加したためである。

当年度各会計別の実質収支額の内容は、次のとおりである。

一般会計等の実質収支額 A

(単位：千円)

区分 会計別	歳入総額 ①	歳出総額 ②	形式収支額 ③ = ① - ②	翌年度に繰り越すべき財源 ④	実質収支額 A = ③ - ④
一般会計	38,998,489	38,300,162	698,327	31,385	666,942
広域ごみ処理事業特別会計	1,984,645	1,984,645	0	0	0
合計	40,983,134	40,284,807	698,327	31,385	666,942

前年度と比較した標準財政規模は、次のとおりである。

標準財政規模 B

(単位：千円、%)

項目	令和元年度	平成30年度	増減	増減率
標準税収入額等	17,039,582	17,073,298	△ 33,716	△ 0.2
普通交付税額	1,979,793	1,712,231	267,562	15.6
臨時財政対策債発行可能額	1,418,454	1,640,343	△ 221,889	△ 13.5
合計	20,437,829	20,425,872	11,957	0.1

健全化判断比率の各比率の算定にあたり、その分母の基となる標準財政規模は、標準的な一般財源の規模を示すもので、臨時財政対策債発行可能額を含んでいる。

令和元年度の標準財政規模は、20,437,829千円で、前年度に比べて11,957千円増加している。これは、標準税収入額等が33,716千円、臨時財政対策債発行可能額が221,889千円それぞれ減少したが、普通交付税額が267,562千円増加したことによる。

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、次のとおりである。

連 結 実 質 赤 字 比 率

(単位：千円、%)

項 目	令和元年度	平成30年度	増減	増減率
一般会計 ①	666,942	530,054	136,888	25.8
広域ごみ処理事業特別会計 ②	0	0	0	—
実質収支額 ①+②=A	666,942	530,054	136,888	25.8
国民健康保険事業特別会計 ③	139,314	71,845	67,469	93.9
後期高齢者医療事業特別会計 ④	28,084	30,002	△ 1,918	△ 6.4
介護保険事業特別会計 ⑤	120,104	105,843	14,261	13.5
実質収支額 ③+④+⑤=B	287,502	207,690	79,812	38.4
水道事業会計 ⑥	1,140,424	1,164,476	△ 24,052	△ 2.1
工業用水道事業会計 ⑦	8,649	8,649	0	0.0
下水道事業会計 ⑧	572,845	414,438	158,407	38.2
病院事業会計 ⑨	567,270	539,014	28,256	5.2
資金剰余額 ⑥+⑦+⑧+⑨=C	2,289,188	2,126,577	162,611	7.6
合 計 A+B+C	3,243,632	2,864,321	379,311	13.2
標準財政規模 D	20,437,829	20,425,872	11,957	0.1
連結実質赤字比率	—	—	—	—
(算定上の比率 (A+B+C) / D × 100)	(△15.87)	(△14.02)	1.85	—

(注) ()内の数値は、連結実質黒字比率を負数で表示している。

[算定式]

$$\begin{aligned} \text{連結実質赤字比率} &= \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \\ \text{連結実質赤字額} &= (\text{実質赤字合計額} + \text{資金不足額合計額}) \\ &\quad - (\text{実質黒字合計額} + \text{資金剰余額合計額}) \end{aligned}$$

連結実質赤字比率は、全ての会計を対象とした連結実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

一般会計等、一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計及び公営企業に係る特別会計を連結ベースで算定した実質収支額は、黒字となっており、連結実質赤字比率は、「—」で表示される。

連結実質赤字比率を算定上の数値で示すと、令和元年度は△15.87%であり、前年度に比べ1.85ポイント低下(改善)している。これは主に、実質収支額と資金剰余額の合計額が前年度に比べ379,311千円(13.2%)増加したためである。

実質赤字比率で算定した一般会計及び広域ごみ処理事業特別会計以外の会計別の実質収支額及び資金剰余額（資金不足額）の状況は次のとおりである。

特別会計（一般会計等以外）の実質収支額 B

(単位：千円)

区分 会計別	歳入総額 (A)	歳出総額 (B)	形式収支額 (C)=(A)-(B)	翌年度に繰り越すべき財源 (D)	実質収支額 (E)=(C)-(D)
国民健康保険事業特別会計	9,883,582	9,744,268	139,314	0	139,314
後期高齢者医療事業特別会計	1,264,889	1,236,805	28,084	0	28,084
介護保険事業特別会計	7,299,038	7,178,934	120,104	0	120,104
合計	18,447,509	18,160,007	287,502	0	287,502

公営企業会計における資金剰余額（資金不足額） C

(単位：千円)

区分 会計別	流動資産等 (A)	解消可能資金不足額 (B)	流動負債等 (C)	算入地方債の現在高 (D)	資金剰余額 (△資金不足額) (E)=(A)+(B)-(C)-(D)
水道事業会計	1,532,637	0	392,213	0	1,140,424
工業用水道事業会計	90,645	0	81,996	0	8,649
下水道事業会計	1,723,092	0	1,150,247	0	572,845
病院事業会計	1,091,171	0	523,901	0	567,270
合計	4,437,545	0	2,148,357	0	2,289,188

(注) 流動資産等 流動資産－控除財源－控除額等
 流動負債等 流動負債－控除企業債等－控除未払金等－控除額等

(3) 実質公債費比率

実質公債費比率は、次のとおりである。

実質公債費比率

(単位：千円、%)

項目		令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
地方債の元利償還金	A	2,804,510	2,901,641	3,018,091	3,336,562
準元利償還金	B	2,156,345	2,500,867	2,640,741	2,743,173
特定財源	C	1,079,767	1,087,053	1,095,245	1,134,407
算入公債費等	D	3,153,164	3,244,621	3,286,420	3,243,828
標準財政規模	E	20,437,829	20,425,872	20,321,588	20,268,459
A+B		4,960,855	5,402,508	5,658,832	6,079,735
C+D		4,232,931	4,331,674	4,381,665	4,378,235
(A+B) - (C+D)		727,924	1,070,834	1,277,167	1,701,500
E-D		17,284,665	17,181,251	17,035,168	17,024,631
実質公債費比率(単年度)					
$\frac{(A+B) - (C+D)}{(E-D)} \times 100$		4.21	6.23	7.49	9.99
実質公債費比率 (3カ年平均)		5.9			
			7.9		

(注) 算入公債費等D：元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額。以下の表について同じ。

[算定式]

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率である。

平成29年度から令和元年度までの3カ年平均の実質公債費比率は、前年度から2.0ポイント低下(改善)し、5.9%となった。これは令和元年度単年度の実質公債費比率が、平成28年度単年度の比率を下回ったことによるものである。

令和元年度の単年度の比率をみると、前年度から2.02ポイント低下(改善)し、4.21%となった。これは主に地方債の元利償還金で97,131千円及び準元利償還金で344,522千円それぞれ減少したためである。

(4) 将来負担比率

将来負担比率は、次のとおりである。

将来負担比率

(単位：千円、%)

項目	令和元年度	平成30年度	増減	増減率
将来負担額 A	68,553,947	66,218,369	2,335,578	3.5
地方債の現在高 ①	39,005,191	35,093,962	3,911,229	11.1
債務負担行為に基づく支出予定額②	0	0	0	—
公営企業債等繰入見込額 ③	23,124,485	24,275,525	△ 1,151,040	△ 4.7
組合負担等見込額 ④	0	0	0	—
退職手当負担見込額 ⑤	6,424,271	6,848,882	△ 424,611	△ 6.2
設立法人の負債額等負担見込額 ⑥	0	0	0	—
連結実質赤字額 ⑦	0	0	0	—
組合連結実質赤字額負担見込額 ⑧	0	0	0	—
充当可能財源等 B	57,073,385	53,979,050	3,094,335	5.7
充当可能基金 ⑨	8,066,191	6,791,548	1,274,643	18.8
充当可能特定歳入 ⑩	11,032,402	10,896,251	136,151	1.2
うち都市計画税収	10,452,209	10,310,285	141,924	1.4
基準財政需要額算入見込額 ⑪	37,974,792	36,291,251	1,683,541	4.6
標準財政規模 C	20,437,829	20,425,872	11,957	0.1
算入公債費等 D	3,153,164	3,244,621	△ 91,457	△ 2.8
A-B	11,480,562	12,239,319	△ 758,757	△ 6.2
C-D	17,284,665	17,181,251	103,414	0.6
将来負担比率 (A-B) / (C-D) × 100	66.4	71.2	△ 4.8	

[算定式]

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \text{充当可能財源等}}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である。

令和元年度の将来負担比率は、前年度から4.8ポイント低下(改善)し、66.4%となっている。これは主に、将来負担額Aが前年度に比べ2,335,578千円(3.5%)増加したが、同時に充当可能財源等Bが前年度に比べ3,094,335千円(5.7%)増加したためである。

将来負担額は、前年度に比べ2,335,578千円増加しているが、これは、地方債の現在高で3,911,229千円増加したものの、公営企業債等繰入見込額で1,151,040千円及び退職手当負担見込額で424,611千円がそれぞれ減少したためである。

充当可能財源等は、前年度に比べて3,094,335千円増加しているが、これは主に、充当可能基金で1,274,643千円、充当可能特定歳入が136,151千円及び基準財政需要額算入見込額で1,683,541千円がそれぞれ増加したためである。

4 資金不足比率の状況

[算定式]

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

$$\begin{aligned} \text{資金の不足額} = & (\text{流動負債} - \text{控除企業債等} - \text{控除未払金等} - \text{控除額等}) \\ & + \text{算入地方債の現在高} - (\text{流動資産} - \text{控除財源} - \text{控除額等}) \\ & - \text{解消可能資金不足額} \end{aligned}$$

$$\text{事業の規模} = \text{営業収益の額} - \text{受託工事収益の額}$$

資金不足比率とは、公営企業の資金不足額を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻化を示すもので、この比率が高くなるほど、料金収入で資金不足を解消するのが難しくなることから、公営企業としての経営状況の判断指標として算定される。

この比率が経営健全化基準(20.0%)以上である場合、経営健全化計画を策定しなければならない。

(1) 水道事業会計

令和元年度の資金不足比率は、資金の不足額Aが△1,140,424千円となり、資金不足が発生しなかったため算出されていない。

水道事業会計

(単位：千円、%)

区 分	令和元年度	平成30年度	増減	増減率
資金の不足額 ア+イ-ウ-エ=A	△ 1,140,424	△ 1,164,476	24,052	△ 2.1
流動負債等 ①-②-③-④-⑤=ア	392,213	271,757	120,456	44.3
流動負債 ①	784,928	649,241	135,687	20.9
控除企業債等 ②	392,715	377,484	15,231	4.0
控除未払金等 ③	0	0	0	—
控除額 ④	0	0	0	—
控除引当金等 ⑤	0	0	0	—
算入地方債の現在高 イ	0	0	0	—
流動資産等 ⑥-⑦-⑧+⑨=ウ	1,532,637	1,436,233	96,404	6.7
流動資産 ⑥	1,532,637	1,436,233	96,404	6.7
控除財源 ⑦	0	0	0	—
控除額 ⑧	0	0	0	—
貸倒引当金 ⑨	0	0	0	—
解消可能資金不足額 エ	0	0	0	—
事業の規模 オ-カ=B	1,099,433	1,166,204	△ 66,771	△ 5.7
営業収益の額 オ	1,120,167	1,190,295	△ 70,128	△ 5.9
受託工事収益の額 カ	20,734	24,091	△ 3,357	△ 13.9
資金不足比率 (A/B×100)	(△ 103.7)	(△ 99.9)	△ 3.9	

(注) 資金剰余額がある場合、資金の不足額は負の値で表示される。()内の数値は、資金剰余比率を負数で表示した場合の比率である。以下の表について同じ。

(2) 工業用水道事業会計

令和元年度の資金不足比率は、資金の不足額Aが△8,649千円となり、資金不足が発生しなかったため算出されていない。

工業用水道事業会計

(単位：千円、%)

区 分	令和元年度	平成30年度	増減	増減率
資金の不足額 ア+イ-ウ-エ=A	△ 8,649	△ 8,649	0	0.0
流動負債等 ①-②-③-④-⑤=A	81,996	70,106	11,890	17.0
流動負債 ①	81,996	70,106	11,890	17.0
控除企業債等 ②	0	0	0	—
控除未払金等 ③	0	0	0	—
控除額 ④	0	0	0	—
控除引当金等 ⑤	0	0	0	—
算入地方債の現在高 イ	0	0	0	—
流動資産等 ⑥-⑦-⑧+⑨=ウ	90,645	78,755	11,890	15.1
流動資産 ⑥	90,645	78,755	11,890	15.1
控除財源 ⑦	0	0	0	—
控除額 ⑧	0	0	0	—
貸倒引当金 ⑨	0	0	0	—
解消可能資金不足額 エ	0	0	0	—
事業の規模 オ-カ=B	211,004	209,479	1,525	0.7
営業収益の額 オ	211,004	209,479	1,525	0.7
受託工事収益の額 カ	0	0	0	—
資金不足比率 (A/B×100)	— (△ 4.1)	— (△ 4.1)	— 0.0	—

(3) 下水道事業会計

令和元年度の資金不足比率は、資金の不足額Aが△572,845千円となり、資金不足が発生しなかったため算出されていない。

下水道事業会計

(単位：千円、%)

区 分	令和元年度	平成30年度	増減	増減率
資金の不足額 ア+イ-ウ-エ=A	△ 572,845	△ 414,438	△ 158,407	38.2
流動負債等 ①-②-③-④-⑤=A	1,150,247	2,118,666	△ 968,419	△ 45.7
流動負債 ①	3,436,750	4,332,759	△ 896,009	△ 20.7
控除企業債等 ②	2,286,503	2,214,093	72,410	3.3
控除未払金等 ③	0	0	0	—
控除額 ④	0	0	0	—
控除引当金等 ⑤	0	0	0	—
算入地方債の現在高 イ	0	0	0	—
流動資産等 ⑥-⑦-⑧+⑨=ウ	1,723,092	2,533,104	△ 810,012	△ 32.0
流動資産 ⑥	1,723,092	2,533,104	△ 810,012	△ 32.0
控除財源 ⑦	0	0	0	—
控除額 ⑧	0	0	0	—
貸倒引当金 ⑨	0	0	0	—
解消可能資金不足額 エ	0	0	0	—
事業の規模 オ-カ=B	2,103,091	2,094,165	8,926	0.4
営業収益の額 オ	2,103,091	2,094,165	8,926	0.4
受託工事収益の額 カ	0	0	0	—
資金不足比率 (A/B×100)	— (△ 27.2)	— (△ 19.8)	— △ 7.4	—

(4) 病院事業会計

令和元年度の資金不足比率は、資金の不足額Aが△567,270千円となり、資金不足が発生しなかったため算出されていない。

病院事業会計

(単位：千円、%)

区 分	令和元年度	平成30年度	増減	増減率
資金の不足額 ア+イ-ウ-エ=A	△ 567,270	△ 539,014	△ 28,256	5.2
流動負債等 ①-②-③-④-⑤=ア	523,901	679,287	△ 155,386	△ 22.9
流動負債 ①	746,874	917,981	△ 171,107	△ 18.6
控除企業債等 ②	222,973	238,694	△ 15,721	△ 6.6
控除未払金等 ③	0	0	0	—
控除額 ④	0	0	0	—
控除引当金等 ⑤	0	0	0	—
算入地方債の現在高 イ	0	0	0	—
流動資産等 ⑥-⑦-⑧+⑨=ウ	1,091,171	1,218,301	△ 127,130	△ 10.4
流動資産 ⑥	1,091,171	1,218,301	△ 127,130	△ 10.4
控除財源 ⑦	0	0	0	—
控除額 ⑧	0	0	0	—
貸倒引当金 ⑨	0	0	0	—
解消可能資金不足額 エ	0	0	0	—
事業の規模 オ-カ=B	4,038,660	4,031,862	6,798	0.2
営業収益の額 オ	4,038,660	4,031,862	6,798	0.2
受託工事収益の額 カ	0	0	0	—
資金不足比率 (A/B×100)	(△ 14.0)	(△ 13.4)	△ 0.7	

ま す び

以上のとおり、令和元年度の健全化判断比率及び資金不足比率は、いずれも早期健全化基準及び経営健全化基準を下回っている。しかし、地方公共団体の財政の健全化に関する法律は、悪化した財政・経営の健全化及び再生を進めることを目的としたものであることから、これらの比率がそれぞれの基準以上となっていないことだけをもって、財政・経営の健全性が示されるものではない。

令和元年度の決算において、一般会計等の実質収支額は 666,942 千円となっており、実質赤字比率は「-」（黒字）となっている。

また、一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計の実質収支額は、287,502 千円であり、法適用公営企業会計の資金剰余額は 2,289,188 千円であり、連結実質赤字比率の対象となる会計全体の実質収支額と資金剰余額の合計は 3,243,632 千円となっており、連結実質赤字比率は「-」（黒字）となっている。

実質公債費比率（3カ年平均）は前年度の 7.9%から 5.9%に低下（改善）している。これは地方債の元利償還金が減少したことで、準元利償還金も減少したためである。

将来負担比率については、充当可能基金が増加したことにより、66.4%と前年度から 4.8 ポイント低下（改善）しているが、今後、市債発行が避けられない状況にあり、当該比率は上昇すると見込まれる。

公営企業 4 会計では、資金剰余額が、水道事業で 1,140,424 千円、工業用水道事業会計で 8,649 千円、下水道事業で 572,845 千円及び病院事業で 567,270 千円それぞれ生じており、資金不足比率は算出されていない。

本市において、中期財政計画では、令和 4 年度に市債残高が過去最高額になる見込みであり、以降も大型事業実施に伴うランニングコストや多額の公債費の償還が将来の財政運営に大きな負担になることは避けられない。

一方、新型コロナウイルス感染症の影響により、景気の悪化が見込まれ、先行きも不透明な状況にある。歳入においては市税や地方交付税等もなかなか増収が見込めないなか、これまで以上に既存事業の廃止や事業の見直しをするとともに費用対効果を分析し、事業の取捨選択を行うべきである。

いずれにせよ、将来にわたり持続可能な財政運営を行えるよう、職員一丸となって限られた財源の中で効果的・効率的な施策の実施を期待するところである。

参考資料

用語説明

(1) 健全化判断比率

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの財政指標の総称である。地方公共団体は、この健全化判断比率のいずれかが一定基準以上となった場合には、財政健全化計画又は財政再生計画を策定し、財政の健全化を図らなければならない。健全化判断比率は、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するものであるとともに、他団体と比較することなどにより、当該団体の財政状況を客観的に表す意義を持つものである。

(2) 実質赤字比率

当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

(3) 連結実質赤字比率

公営企業会計を含む当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率である。すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

(4) 実質公債費比率

当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額(※)に対する比率である。借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいえる。財政健全化法の実質公債費比率は、起債に協議を要する団体と許可を要する団体の判定に用いられる地方財政法の実質公債費比率と同じである。

(※)標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額(将来負担比率において同じ。)

(5) 将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額(※)に対する比率である。地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえる。

(6) 資金不足比率

当該地方公共団体の公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率である。公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

(7) 標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税額及び臨時財政対策債の発行可能額を加算した額である。

(8) 資金の不足額

公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもので、法適用企業については流動負債の額から流動資産の額を控除した額を基本としている。

(9) 早期健全化基準

地方公共団体が、財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のそれぞれについて定められた数値である。

(10) 財政再生基準

地方公共団体が、財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のそれぞれについて、早期健全化基準を超えるものとして定められた数値である。

(11) 経営健全化基準

地方公共団体が、自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき基準として、資金不足比率について定められた数値である。